

平成22年12月

第18回  
災害土砂処理委託調査  
特別委員会会議録

12月15日(水)

防府市議会

平成22年第18回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日時 平成22年12月15日(水) 午後1時34分

○場所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 調査報告書のとりまとめについて

---

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊藤	央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大田	雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青木	明夫
〃	安藤	二郎
〃	河杉	憲二
〃	木村	一彦
〃	重川	恭年
〃	田中	健次
〃	田中	敏靖
〃	土井	章
〃	松村	学
〃	三原	昭治
〃	山田	耕治
〃	山根	祐二
〃	山本	久江

---

○欠席委員(0名)

---

○委員外議員(2名)

中林	堅造
行重	延昭

---

○出席書記

午後 1 時 3 4 分 開会

○伊藤委員長 ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますが、公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開といたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

最初に、前回お示しいたしました調査報告書について弁護士に相談をいたしました。結果、別紙のとおりになっております。お手元に配付をしておりますので、ごらんください。

説明をさせていただきますが、1、「市による便宜供与と当たると考えられる」という部分でございます。この表現であります、「市による便宜供与と非難されてもやむを得ないと考えられる」という表現のほうがいいのではないかということ。（発言する者あり）

○森重議会事務局長 10 ページの上から 8 行目。（発言する者あり）

○伊藤委員長 もとが「市による便宜供与に当たると考えられる」でした。これを「市による便宜供与と非難されてもやむを得ないと考えられる」に変えてはどうかと。（発言する者あり）

○田中健次委員 そのままでええということでしょう。（発言する者あり）これ説明なんでしょう。

○森重議会事務局長 こっちが指摘したんです、これどうかと。（発言する者あり）

○伊藤委員長 はあはあ、これはこのままでいいということね。

○森重議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 なるほど、すいません。この表現で問題ないということですね。はい。

2 番は、11 ページ、上から 3 行目の最後の部分ですが、「意図的に曲解した疑いがある」というところですが、「曲解」を「看過」に直してはどうかということでもあります。看過——見過ごしたということですよ。

それから、3 番目、12 ページ、次のページです、一番下です。「これは法の主旨に反

しており問題である」という部分ですが、（発言する者あり）12ページの一番下です。一番下、一番最後です。「これは法の主旨に反しており問題である」。（発言する者あり）これ何か違うね。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

---

午後1時48分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

違う、ちょっと待って、私が。（発言する者あり）ええですか。順番は変えてあるやつですか。（発言する者あり）よう中見ちゃったです。（発言する者あり）はい、はい、はい。（発言する者あり）前回お手元に今配付させていただいたものが前回の委員会での御意見を踏まえて修正したものですので、先にこちらをちょっとごらんいただきますが、田中健次委員から御提案がありまして、その内容としましては8ページに調査結果と見解の1から11の並び、ここから続くわけですが、①から⑪まで、これを調査項目の5項目に合わせてはどうかということでありました。前回変更したところもございますが、今回、これは変更してある、「はい」と呼ぶ者あり）4を——しちゃあない、4を6に、そして5を7に、非常にこれわかりやすい——わかりにくいじゃないですけど、6を8に、7を9に、8を4に戻し、9を5に戻す。それであらかた調査項目の5項目に合うんじゃないかということであります。

まず、この件についてはどんなですか、順番の並びかえを5項目に合わせていくということなんですが。非常にすいません、もとらん説明でわかりにくいかもしれませんが。

○田中健次委員 この前の委員会の際に8ページの2のローマ数字の1、2、3、小文字の4、5があるので、それに合わせて県と市の協議内容をここへ持ってきて2にしてくれというのを言って了解いただいたんですが、帰って文章をもう一度どうだろうかと思って読んだところ流れが悪いんじゃないかと。まず、1と2と3はいいんですけど、使用機械の設置許可の申請についてあって、その次に今の現行の8番、10ページの処理委託業者の基準が来て、それから随意契約をして、11ページのですね、9番の随意契約をして、随意契約の中身として9ページに戻って契約金額が適切かどうか、それから契約内容として保証金免除がどうか、前払金がどうか、それから議会への提出ということで議決事件が来て、10ページに7番目の議決事件が来て、その後、工期の延長と、こういう流れにいったほうが割と順番に追っていく形でいいんじゃないかということで、それを次の日に事務局のほうに行って、正副委員長なりと相談してほしいということで私のほうから申し出

たことです。

○木村委員 それはまだ直ってない。

○田中健次委員 直ってない。それが今委員長が4を6に、5を7にとかいう、そういう形ですかね。

○木村委員 今言われたほうが、時系列に沿ってわかりやすいと思うんですよね。したほうがいいと思います。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。皆様。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように変更させていただきます。

さらに、先ほどの続きでございますが、報告書という弁護士からの報告書をごらんください。1はよろしいですね、そのままということです。2は。（発言する者あり）はい。

○土井委員 これに変えたほうがええと言ひよるんじゃないんですか。（発言する者あり）

○伊藤委員長 そうではない。そうでは。事務局は説明受けたでしょう、口頭でも。

○森重議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 それでいいんですね。

○森重議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 ということで、事務局が受けた説明に従ってもう一度、では、申しますけれども、1は、こういうふうに変えたほうがいいというのではなくて、このままでいいと、便宜供与と非難されてもやむを得ないんで、「市による便宜供与にあたると考えられる」という表現でよろしいということです。

2 に関しては、「曲解」を「看過」に変えたほうがいいんじゃないかということです。

3 に関しては、これは「法が基準を定めた趣旨を没却するものであり、問題である」という文言に変えたほうがいいということです。3 に関しては。（発言する者あり）3 はですね、1 2 の一番下、ちょっと「主旨」の「主」というの字が違っておるんですが、これは「趣き」のほうがいいということですか。（発言する者あり）ということで、もし修正が皆様がええということであれば「趣旨」の「趣」もこっちに、弁護士さんが使っておられるんでこれに変えたらばと思っております。よろしいですね。「法の主旨に反しており問題である」という文言を「法が基準を定めた趣旨を没却するものであり、問題である」ということ。

4 番目でありまして、最後14ページの下から4行目、「地方自治法第98条第2項に基づく監査請求が必要と考える」ということを書いておりますが、その部分に関しての御

意見ですが、地方自治法100条に基づく調査権は、監査委員による調査より強制力があると。百条委員会の調査結果が出た後、監査委員に調査させる意味がないと。また、監査委員の監査結果も報告されるだけであり百条委員会と異なるので、したがって、98条の監査請求をしても意味がないのではないかという御意見をいただいております。

私としては、1、2、3は弁護士さんのおっしゃるとおり、4に関しても、98条監査請求という文言を取ってこの文章を整理したいと。つきましては、14ページの下から5行目「これ以上の調査については困難であり、明らかにできなかった部分も残る」で終わると。「市においては、公正・公平で透明な市政を実現するよう、真の意味での行政改革に努めることを強く求めるものである」としてはいかがかという私からの提案でございます。

以上、4点について御協議、御意見を申し上げます。

**○土井委員** そんなにこだわるわけじゃないけども、要するに100条であろうと98条であろうと監査結果も報告されるだけであり、百条委員会と何ら異ならないと、こう書いてあるわけですが、地方自治法の第199条の第10項には、9項もそうですけども、まず監査報告書を議会に提出することと、かつ、これを公表しなければならないと、こうあるわけです。そして10項には、「監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる」と。そして、意見が出た場合は12項で当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に執行部は通知しなさいと、報告の提出があったときにはとなって、百条委員会は、つい百条委員会で調査をして原因究明した、それをつい報告して、「あっ、そう」と言うて終わりなんですよ。「あっ、そう」で終わりなんですよ。ただ、98条による、要するに98条の監査は199条に基づいてやりなさいとこういうふうになっておりますんで、199条にはそういうことが書いてあって、監査委員としておかしいよと、こうすべきだよというような意見まで出てくるわけですよ。それは結構、どねしました、こねしましたと言わんにゃいけんのじゃけど、百条委員会でのあれについては、こねしました、あねしましたと言う必要はないわけよね、執行部としちゃあ。決算認定が否決されたときと同じで効果には何ら影響はありませんで終わりなんよ。極端な言い方をすると。偽証したら捕まえるだけのことであって、あるいは訴訟ができるというだけであって、その意味では全く違うのは違うんですよ。それは委員会として委員会報告の中に入れるか入れないかは別として。

**○伊藤委員長** どうするかでございますが。

○土井委員 うがった見方しちゃいけないけども、うがった見方をするようになるんじゃないけども、こういうふうな感じになるようにというて事務局のほうが示唆したわけじゃなからういね、弁護士に。わし、直接弁護士に、あんた何言うちよってかと、わし聞きに行ってみたつもりなんじゃけども、はっきり言うて。

○伊藤委員長 事務局はいかがですか。

○森重議会議務局長 だから、事務局の意見として100条の上位法の中で議会が報告を出したのに対して、下位の部分に、また調査してくれいやと、できんかったからということでええんじゃないかということとは申しましたが。

○土井委員 だから、98条は下位で100条が上位ということもないんよ、性格が違うんじゃないから、性格が。

○森重議会議務局長 強制力のことを言いよっちゃったでしょう、弁護士は。

○土井委員 いや、強制力がつかないことができるとか、追訴をすることができるということについては強制力かもしれんけども、それ以外のことは何もないんじゃないから、100条調査も。100条調査で委員長報告で是正命令出したら、執行部はそれに従わんにゃいけないということになっちよるならそれなりの効果はあるけど、これだって委員長報告やってそれで終わり、「あっ、そう」の話なんじゃから。後それをもって、執行部は何をせんにゃいけないということはないわけ。ところが98条に基づく監査の場合は、こうしなさい、ああしなさい、こうじゃないかと監査委員の意見が出たら、そのまま意見に対してこうしました、ああしましたという回答を書かんにゃいけないわけいね、執行部は。そしてそれを公表しなければならない、それだけの効果は違うと思いますよ。だから、98条と100条がどっちが上でどっちが下かというもんじゃなくて、性格が違うもんだというふうに、僕は思いますがね。

○田中健次委員 土井さんがさっき読まれたちょっと資料でコピーしていただければ、今手元に条文のものが無いんで。（発言する者あり）できれば配っていただければ。

○伊藤委員長 暫時休憩します。

午後2時 休憩

---

午後2時05分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

ただいま地方自治法の条文を皆様のお手元に配付させていただきました、第199条によるものでございます。ということで、我々の百条委員会とまた私は別の性質のものであるろうと思っております、どちらが上位とかどっちが上だからということではなく、ここ

まで一所懸命我々もやってきたわけでありまして、それでだめだから98条にお願いと言うのも何か釈然としないという気持ちもありますので、そういった意味で地方自治法第98条第2項に基づく監査請求が必要と考えるという文言を取らせていただいたらという提案をさせていただきます。そのことについていかがでございましょうか。皆様よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、先ほど申しましたように、ここは修正をさせていただきます。

ということでありまして、そのほか1から3もよろしいですか。

○田中敏靖委員 1番は弁護士が言うように、これは単なる注釈じゃなくてこれに変えたほうがいいというようなものと思うんです。というのは便宜供与に当たるという断定をしないということではないかなと。だから、ただ逃げをここでとってると思うんですが、どうでしょう。

○伊藤委員長 恐らく語尾、最後が「考えられる」になってるんです。便宜供与に当たると我々としては見えますよということ言ってるんで、便宜供与ですよってないんです。3番のほうなぜ変えなきゃいけないかという、「法の趣旨に反しており」というふうに言い切ってしまうので「法の趣旨に反すると考えられ」じゃったら多分問題なかったんですが、私はそういうことだろうと思っております。1の場合は「あたると考えられる」と、そのように見ると我々の見た感じではということですので、便宜供与だと言いついていないわけではないということで、弁護士もこれは問題ないだろうという解釈をされたんだろうというふうに、私は判断しました。いかがでしょうか、皆様、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、1から3についてもこのとおりにさせていただきます。

ということで、これまで申しました修正ということ、それから調査結果について追加したいと—させていただきますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

○土井委員 異議は何もないんですが、ただ、こう今のような形で98条で逃げようと卑怯かもしれないが、百条委員会が逃げようとしたわけですね。その逃げ道をなくしてこれで決着すると何かこう終わりにしちゃインパクトがない。終わりにしちゃインパクトがないなというちょっと感じがして、「つい、それじゃったん」みたいな結果にとられたくもないなど。そうすると何かちゃんと委員会として、あるいは議会として、要するにこの契約は、例えば、要するに設置許可を持ちよるものがその業者しかおらんかったということ認めても—認めても、例えば軽四のトラックの免許を持ちよる人に大型トラックで物を運べと言うようなもので、それも大型トラックの免許をとる金も大型トラック



を買う金もみんな渡しちゃってですね、そしておまけにそれからがいけんのやけども、進入禁止の所を通っていくような契約しちよるんですよね、それがどうかといたら契約保証金は要りません、おくれたって文句も言いませんというようなそは、進入禁止の道路を進入するような契約なんですよ、はよ言や。やっちゃいけんことなんです。そういうことまでわかちよるのに、ついこういうあれで、「あっ、そう」で受け取るほうが終わったら何か長いこと一生懸命やって非常にむなしいんですよね。

○伊藤委員長 私はそのをのけたにしても、そこから1から11までのというか、大きいやつでは3までですが、我々の見解を見ていただければ問題点の指摘というのは十分できておるといふに私は考えているんですが。

○土井委員 指摘で終わってそれで終わりなんよ。

○伊藤委員長 それ以上のことは、例えば何ができる。

○土井委員 だから百条委員会ちゅうのは情けないなと思って、改めて思ったんですよね。うそ言うたやつを捕まえることはできても、おかしいど契約はと言うたってその拘束力も何もない。決算認定の不承認と同じで、効果には何も関係ありませんちゅうんと同じことだね、これは百条委員会というのは余り意味のないもんじゃったなど、今さらながら思うんよね。

○伊藤委員長 それを報告に入れるということ。余り意味がなかったですと、報告に入れるということじゃないでしょう。

○土井委員 それを受けて市はどのような責任をとるかね、極端な言い方をしたら。あるいは市長に責任をとってもらうか、何かがないと。体操で鉄棒が着地がないような気がしてやね、何か。皆さんの意見がどんな感じか知らんけど、何かそんな感じが。

○重川委員 僕もやっぱり100条という、この今弁護士からも来てる調査による強制力がありという、これは承認とかそういうことなんです、それしたら、ただ疑問点を指摘したということで、もう自治法に基づく最高の委員会をつくって、それでただ指摘しただけかという感がぬぐい切れんわけですよ。そうすると98条というか——でもよかったんじゃないか、百条をつくった意味が何じゃったのか、ただ指摘をするだけじゃったんかという感じが残る、私はですよ。ほかの委員さんはどういうふうにお考えかわからんですが。

○伊藤委員長 今の発言全部議事録に残るですけど、ええですね。意味がなかったじゃないやおっしゃってますけど。これ皆さん、市民の方、見ることになるんですけど。委員からこういう見解が最後の最後に出よるといふことはええですか。ちいと考えて発言していただきたいと思いますが、私は。

○土井委員 むなしいです。それは議事録に残してください。

○伊藤委員長 ほかにありますか。

○田中健次委員 13年前のあのときには百条の委員会ではありませんでしたけど、同じような調査特別委員会つくって、そのときには報告をして、その後、市長がみずからを処分をするという、減給何カ月という形だったと思うんですけども、そういう条例を出されたんですけども、その前にこの調査報告書に対する所感というような形で、市政を正常化するためにどうするかというような、それなりの考え方を述べられたと思うんです。だから今回もできれば、あらかじめそういうことができれば、市長にそういう所感——釈明を求めるということは、もし今からできればしていただきたいし、できなければそういう動議を、これは私は個人的に出すということになるかもしれませんが、それは必要なことかなというふうに考えておりますということ。釈明を求める動議。

それで、議決、決算の不認定と一緒にというような話がさっきありましたけど、防府の議会基本条例では参考にしたところがそれを入れてなかったのが条文化しませんでしたけど、最近できてる議会基本条例では決算が不認定の場合には、市長の釈明を求めるというような、そういうような表現が入っているところもあるんで、釈明を求めて考え方をそれなりに聞くというのは意味があるのではないかと考えています。

○松村委員 今、実は市長のところへ申し入れに行きました。市長は所感を述べると。それはもう報告に対して市長としての、やっぱ行政のトップとして所感を述べてくださいということ、それは述べるというふうにおっしゃいましたので。さらにその後に釈明を求められるんでしょうか、その辺どうなんですか、田中委員。

○田中健次委員 それは所感でも釈明でも内容的にはそこだけの問題でしょうから。

○伊藤委員長 確認しますけども、この百条委員会の調査報告を受けて、市長は所感を述べられる、今は意志を持っておられるということですね。

○松村委員 そういうことです。

○伊藤委員長 木村委員、よろしいですか。

○木村委員 前回10何年前のやつは、議会の98条委員会の調査報告、調査結果報告文書と、そして市当局の側もこの問題についての経過なり、それなりの見解を文書化したものを出しました。だからそういう点では今回市長の所感があるということですが、それなりにかなり前回は重く受けとめてやったと思うし、市当局も自浄作用として自分の総括したということがありましたんで、そのぐらいの強いあれを求めても僕はいいと思いますけどね。所感で終われば、所感で終わってもまたそれは議会として考えんにゃいけんことがあると思うんですけど。

○土井委員 田中委員にお尋ねですが、前回のとき当時の市長はみずからに減給というペナルティーをかけたというのは、期間を置いてですか、その釈明をされたときに同時に言われたんです。

○田中健次委員 だから、そのときはみずからを処分するというので、その議案を13年前の9月議会に出されて、議案を出す前にその調査報告についての所感を述べるということで、今後の要するに市政正常化に向けての幾つかの政策を示して言われたということですが、その処分では甘いということで、その処分案は議会では否決されました。

(発言する者あり) はい。みずからを何カ月という処分は9月議会では一たん否決されて、その後、ある議員が辞職勧告決議を出したと。処分については、そんな生ぬるい処分では認めないという最初の後に、それは通ったんですけれども、その後は辞職勧告決議は否決をされたと。それで12月議会にもう一度処分案を出して、今度は可決をされたと。その処分としてことで一応議会は、議会全体とすれば了としたということになるわけです。しかし、了としない人たちもおって、最後はリコールにも進んだというのが13年前の話です。

○土井委員 もうちょっとお尋ねです。要するに98条に基づく特別調査委員会の委員長報告に対する所感の中で、みずからにペナルティーをかけるという発言をし、その同じ委員会で減額条例が出たのか。あるいはみずからにペナルティーをかけると、みずからを処分しますという発言で終わって、次の議会にその処分案が出て、それを否決されたのか。

○田中健次委員 すぐ直後です。

○土井委員 直後というのは同じ議会の。ほお、なるほどね。わかりました。そのときはそれなりのみずからを律するという行動に出られたわけで、そういう意味においては、先ほどからの言葉を揚げ足を取っちゃいけないけども98条調査より100条調査のほうが権威があるということであれば、その98条よりは重く執行部側も受けとめなきゃいけないと。だとすれば、それに対する所感を見てからまた考えましょう。わかりました。

○伊藤委員長 文言自体は先ほどの修正案というか——でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、御異議ないものと認めます。そのようにさせていただきます。  
一たん暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

---

午後2時22分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開します。

○土井委員 先ほどいろんな発言をいたしました。永田弁護士に係る発言の部分は言い過ぎた部分もありますので削除をしていただくようお願いいたします。

○伊藤委員長 よろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、ないようでございますので、本日の調査については、すべて終了いたしました。

これをもって委員会を散会いたします。

皆様、御起立ください。お疲れさまでした。

午後 2 時 2 2 分 散会

---

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

平成 22 年 12 月 15 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央